

的に高まっていくよう、その活動内容を实际的に価値あらしめるよう、充実したものにすることが肝要であると考えたものである。

f スポーツの振興をはかる。

学校体育及び社会体育をととしてスポーツの振興をはかる。

B 本年度教育行政の概要

a 教育課程研究協議会と斗争の概要

昭和33年度の教育行政の焦点は勤務評定の実施及びそれに対する県教組の反対斗争であったとすれば、昭和34年度は、教育課程研究協議会の実施とそれに対する県教組の反対斗争の年であった。

すでに小・中学校の学習指導要領が改訂され、小学校にあっては昭和36年度より、中学校にあっては昭和37年度より改訂教育課程による実施となり、昭和34年度においては、小学校においては移行期の、中学校においては指導内容の研究が焦眉の急となってきた。

県教組においては、4月からあらゆる場合に教育課程改訂及び教育課程研究協議会の反対を唱えてきた。しかも、その理由は具体性と客観性とをもたず、その論理は飛躍的であって妥当性に欠け、一般大衆の納得を得るには程遠いものがあった。

かくて7月29日においては会津工業高校における中学校教育課程（技術・家庭）研究協議会、10月6・7・8日の3日間においては、北海道、東北地区中学校教育課程研究協議会の妨害の挙に出たが、関係者の努力により被害を最少限度に食い止めることができた。

このことに関連して、12月28日には懲戒処分50数名、訓告約500名を出すにいたったことはまことに遺憾なことであった。

もともと教育課程の改訂は、学力・道義心の低下とか、世界各国の科学や産業の進展に伴って、教育内容を改善し、世界各国の戦後の驚異な進歩に対処して、世界各国の国民におとらない日本人の養成のために必要とされてきたものであるから、その内容について、単に反対のための反対に終始したり、無関心であったりする態度はまことに遺憾なことであって、むしろ、積極的に、建設的に研究を進めて改善に努力しなければ、敗戦直後の状態から一步も前進できないものであることを銘記すべきものときえ思うのである。

さいわい、若干の妨害はあったとはいふものの、改訂教育課程の方針、内容は大部分の関係者において理解され、改善点、問題点の糾明、移行措置への実践、その他の大きな努力のもとに地味に研究されている状態であることをよろこぶものである。

b 社会教育の進展

学校教育にくらべて、社会教育は、対象が義務的なものではなく、任意的な団体であるものが多いため、その正常な育成のためには、なみなみならぬ努力が払われ、苦労が積み重ねられるものである。

ところが、6月の母親会議、8月の五色の集いにおいて、政治的な活動に傾いたとして6月及び9月の県議会において取り上げられた。このことから社会教育関係団体のあり方が一般に論議されるようになり、そうしたあり方について関心が払われ、研究が深められていく傾向になってきたことは、社会教育進展のためからもまことによろこばしいことであった。

また本年度から青年国内研修旅行が実施され、他地域を身をもって視察し、あるいはその生活、生産活動、文化活動等を体験し、その成果を郷土建設運動に及ぼそうとしたことは、まことに意義深いものがあった。

c 保健体育の推進

学校、一般社会の保健体育の振興は近時、めざましいものがある。

特に、学校給食については、県下各所において普及講習会が行われ、その浸透を図ってきた。また、健康優良児の表彰、よい歯のコンクール等も行なわれ、児童・生徒の保健について一層の関心が払われるようになった。

一方、国民体育大会参加及びそれに伴って県民大会も夏季、冬季とも行なわれ、相当の成果をあげるにいたった。

また、社会体育においても体操祭への参加、ユース・ホステル運動、青少年野外活動も漸次活潑に行なわれるようになってきた。

d 教育行政秩序の確立

勤務評定は県教組の反対行動はあったとはいえ、本年度も混乱することなく実施され、9月中に大部分の提出を見て、人事管理上、有効な資料が得られることになった。勤務評定については、各方面の意見を参考とし、若干の改善を加え、完成なものに更に一步近づくことができた。

また、教育課程研究協議会についても若干の妨害はあったとはいえ、県教委、市町村教委とも、相互に連絡提携し、よくその行政秩序の維持に努力し、大きな波乱もなく終ることができた。

学校教育においても、社会教育においても、政争の具に供されようとする危険はまだまだ払拭されてはいないが、目下の体制においては充分乗り切ることができる自信を持つことができたことは、さいわいなことである。

一方、市町村教委教育長の給与の3分の1が本年度から実施され、県下において、平均約4,000円の引上げとなった。しかし、中には引上げにいたらなかった町村、もしくは引上げられても依然として低額である町村や、期末、勤勉手当、等の支給されていない市町村など、問題はまだまだ残されている現状である。

市町村教育長給与費の引上げは、その職責に対して行なわれるものであり、その重大な職責を果し得る人を得ることが重要なことである。このことは市町村教育行政の確立を図る上に大きな意義をもつものであることを思うのである。

なお県教委においては本年度10月から福島県教育委員